

第2 福祉

- 1 介護保険
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者・児福祉
- 4 生活保護
- 5 その他の福祉
- 6 (社福)岐阜市社会福祉事業団

1 介護保険

平成12年度から導入されている介護保険制度は、社会全体で支える制度として定着してきた。

本市では、第9期（令和6～令和8年度）介護保険事業計画において、「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造」の実現に向けて、第5期で開始した地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、認知症対策、在宅医療と介護の連携体制の強化、高齢者の生活を支援するサービスの基盤整備、地域ネットワークづくりの推進などを行っている。

イ 保険料負担

（ア）第1号被保険者

前年の所得などに応じて算定

所得段階	対 象 者	岐阜市の第1号被保険者 保険料年額(円)(※1)	保険料率
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人または課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2・3)の合算額が80万円以下の人および生活保護受給の人など	23,500	0.285
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2・3)の合算額が80万円超120万円以下の人	40,100	0.485
第3段階	市民税非課税世帯で第1段階・第2段階対象者以外の人	56,700	0.685
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と年金以外の所得金額(※2・3)の合算額が80万円以下の人	74,500	0.9
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第4段階対象者以外の人	82,800	1.0
第6段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間120万円未満の人	99,300	1.2
第7段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間120万円以上210万円未満の人	107,600	1.3
第8段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間210万円以上320万円未満の人	124,200	1.5
第9段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間320万円以上420万円未満の人	140,700	1.7
第10段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間420万円以上520万円未満の人	157,300	1.9
第11段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間520万円以上620万円未満の人	173,800	2.1
第12段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間620万円以上720万円未満の人	190,400	2.3
第13段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※3)が年間720万円以上の人	198,700	2.4

(※1) 保険料年額は、基準月額(6,900円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨て。

(※2) 年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から、10万円を控除(控除前の額が10万円未満の場合は同金額を控除)。

(※3) 所得金額の算出において、土地・建物等の譲渡所得にかかる特別控除が適用される場合は、同控除後の額。(控除後の額がマイナスになる場合は0円)。

（イ）第2号被保険者

各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付。支払基金は交付金として各保険者に介護給付費の27%分を交付。

(1) 概 要

ア 対象

原則として40歳以上全員。

区 分	年 齢	利用の条件
第1号被保険者	65歳以上	介護や支援が必要と認定された場合
第2号被保険者	40～64歳 (医療保険加入者)	老化が原因とされる病気により、介護や支援が必要と認定された場合

ウ 財源構成（利用者負担分を除く）

保険料 50%（第1号保険者23%、
第2号保険者27%）
公費 50%（国25%、県12.5%、
市12.5%）
施設に係る給付費
（国20%、県17.5%、
市12.5%）

エ 居宅サービス利用限度額

区 分	居宅サービス（月）
要 支 援 1	5,032単位
要 支 援 2	10,531
要 介 護 1	16,765
要 介 護 2	19,705
要 介 護 3	27,048
要 介 護 4	30,938
要 介 護 5	36,217

オ 費用の自己負担

利用額の1割、2割又は3割

※ただし、1割、2割又は3割負担の合計が下記
の金額を超えた場合は、超えた分について払い戻
しが受けられる。

所 得 区 分	世帯の上限額（円）
生活保護受給の人	個人15,000
市民税非課税世帯で老齢福 祉年金受給の人	24,600 （個人15,000）
市民税非課税世帯で前年の 合計所得金額と課税年金収 入額が80万円以下の人	24,600 （個人15,000）
市民税非課税世帯で 上記に該当しない人	24,600
市民税課税世帯で年収 約383万円未満の人	44,400
年収約383万円以上 約770万円未満の人	44,400
年収約770万円以上 約1,160万円未満の人	93,000
年収約1,160万円以上 の人がいる世帯の人	140,100

（2）被保険者数（令和6年4月1日現在）

第1号被保険者 116,851人
（65歳以上75歳未満・48,681人、
75歳以上・68,170人）

（3）要介護認定状況

ア 介護認定審査委員
定数130人以内 14合議体
イ 申請件数（令和5年度）
22,239件

要介護（要支援）認定者数（令和6年3月31日現在）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3,326	4,616	3,840	4,522	3,418	2,940	2,232	24,894
65歳以上75歳未満	290	457	272	438	283	232	213	2,185
75歳以上	3,036	4,159	3,568	4,084	3,135	2,708	2,019	22,709
第2号被保険者	21	67	37	87	64	46	62	384
合 計	3,347	4,683	3,877	4,609	3,482	2,986	2,294	25,278

（4）財政状況

区分	歳入（円）	歳出（円）	一般会計繰入金（円）
令和5年度決算額	44,866,832,268	43,627,550,018	6,053,257,789
令和6年度当初予算額	46,147,700,000	46,147,700,000	6,367,816,000

2 高齢者福祉

（1）概 要

本市では、高齢者人口が増加する中、高齢者福祉
施策を特に重点項目として積極的に推し進めており、
超高齢社会において、高齢者が心身の健康を保ちつ
つ、明るく豊かな生活がおくれるよう長期的展望に
たち、多種多様化する高齢者福祉ニーズに応えるた
め総合的な体系の確立を図っている。

（2）敬老事業

ア 90歳祝品贈呈事業
90歳に達する高齢者の長寿を祝福して祝品を
贈呈する。
イ 100歳祝品贈呈事業
100歳に達する高齢者の長寿を祝福して祝品
を贈呈する。

（3）ひとり暮らし高齢者へ「愛の一声運動」事業

ア 目的
65歳以上のひとり暮らし高齢者等に「どうで

すか、お元気ですか」と一声かけて、高齢者の孤独をいやし、日常生活を見守り、安否を確認し、もって高齢者が健全で安らかな生活を営むことを目的としている。

イ 事業内容

該当高齢者の近隣に在住し、民生委員が推薦する者を「愛の一声運動」推進員として委嘱し、推進員は定期的に高齢者宅を訪問している。

(4) 緊急通報体制支援事業

突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者等の家庭内において緊急事態が発生した場合、高齢者等が機器本体や携帯しているペンダントを押すことにより、電話回線を通じ、市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては、協力員）がかけつけることにより、高齢者等の緊急時に備えるものである。

(5) 安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に感知センサーを設置し、日々の見守りを行い、反応が1日程度ないときは、協力員による確認または岐阜市が委託した業者の訪問により安否確認を行う。

(6) 認知症高齢者等見守り事業

ア 認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症高齢者が行方不明となった場合の早期発見を目的として、QRコードが印刷された見守りシールを無料で配布している。見守りシールは、認知症高齢者の衣服や持ち物に貼り付けておき、行方不明となった際に発見者がスマートフォンでQRコードを読み取ることで、本人の情報を知ることができ、家族に通知を送信できる。

イ 認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付事業

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、行方不明になった場合の早期発見を図るため、GPS機器等の購入またはレンタルにかかる初期導入費用を最大2万円助成する。

ウ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

上記ア、イの事業を利用する認知症高齢者が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したことにより損害賠償責任を負った場合に、1事故につき1億円を限度に補償する保険に市が加入することで、認知症の方やその家族の不安を軽減する。

(7) 高齢者ふれあい入浴事業

毎月1日及び15日の日に市内5か所の公衆浴場を70歳以上の高齢者に低額で開放し、高齢者福祉の増進に努めている。

(8) 高齢者体育大会

高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、昭和48年から実施され、現在老人クラブ連合会推薦の体育部員から成る体育大会実行委員の協力により約2,000人の高齢者が参加し、岐阜メモリアルセンターで開催している。

(9) 老人健康農園運営事業

農業後継者の不足から休耕地とされていた畑地の一地主が、高齢者の生きがい対策の一環としてその所有する畑地を開放されたのに伴い、昭和48年5月から実施された事業である。

現在1区画を15㎡として長良、長森、茜部、鷺山、福光南、鷺山東、鷺山北、市橋、鷺山北第2、長森東、厚見西、領下の12農園に528区画が開放されており、利用料は1区画、年額4,400円で貸し出している。

(10) 老人クラブ

本市には令和6年4月1日現在、単位老人クラブが298団体、14,393人が加入し、1クラブの平均加入者数は48人という状況のもと、これらの育成を図るため、令和6年度は老人クラブ連合会補助金6,317千円、単位老人クラブ補助金年72,000円（会員数100人以上）、57,600円（50～99人）43,200円（30～49人）がそれぞれ予算措置されている。

その他、高齢者スポーツ活動促進事業、三世代交流促進事業などがある。

(11) 高齢者大学

高齢者の社会参加を促進する機会として、年1回5日間開催され、教養、健康、歴史、文学、趣味等にわたって講義されており、約100人の受講者がある。

(12) 高齢者おでかけバスカードの交付事業

外出する機会が少なくなりがちな70歳以上の高齢者に対し、社会参加のきっかけづくりとして額面3,000円と終日2割引で乗車できる特典がついたバスカードを交付している。

(13) 高齢者ボランティア活動（友愛チーム活動）

高齢者が、他のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯宅を訪問し、慰問・悩みごと相談等を行うことにより、地域生活集団内における高齢者間の相互交流、共助生活を促進する。

(14) 福祉器具及び日常生活用品（具）給付事業

ア 福祉器具給付事業

在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者、虚弱高

齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、ガス漏れ警報器、電磁調理器を給付する。世帯の生計中心者の前年所得税課税額により、自己負担がある。

イ 家族介護用品支給事業

要介護・要支援認定において要介護3～5と判定された在宅の者で、本人、世帯員、同居人または扶養者が市民税非課税であることなどの要件を満たす場合に、紙おむつ支給券を配付する。

(15) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護・要支援認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で基本的生活習慣が欠如している者に対して、一時的に養護老人ホームへ短期宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

利用料の自己負担（被保護世帯は免除）及び飲食費等の実費負担がある。

(16) 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、心身の健康保持と生活安定のために必要な相談、支援等を行う総合相談窓口として、19か所の地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの3職種の専門職員を配置し、地域のネットワークを形成し、地域で支えあう「地域包括ケアシステム」を推進している。

(17) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防のためのサービスを提供する。

ア 介護予防・生活支援サービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・介護予防支援

イ 一般介護予防事業

(18) 高齢者住宅改善促進助成事業

要介護認定において要介護1～5と判定された在宅の高齢者を含む世帯で、高齢者の住みよい環境をつくり、介護にあたる家族の負担を軽減するための住宅改善（新築を除く）に必要な費用を助成する事業で平成6年度から実施している。

助成金額の基準額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の基準額20万円のうち利用可能額を控除する。

(令和6年4月1日現在)

世帯の階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人支援法による支援給付金受給者世帯	100%
生計中心者が前年市民税非課税世帯	100%

(19) 成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等において、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族がいない場合に、親族に変わって岐阜市長が審判の請求を行い、審判の請求に係る費用を岐阜市が負担する。また、後見人等が選任された後の報酬の支払いが経済的に困難な一定の要件に当てはまる場合には、報酬額を助成する。

・助成対象経費の内容

- (ア) 申立手数料及び通信用の切手代
- (イ) 登記手数料
- (ウ) 鑑定費用（鑑定が必要な場合に限る）
- (エ) 後見人等の報酬
- (オ) その他市長が必要と認める経費

※ただし、負担能力のある者には、後日求償する。

岐阜市成年後見センター

令和3年4月から、認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない人への権利擁護支援の中核機関として、岐阜市成年後見センターを開設している。

窓 口 岐阜市役所1階高齢福祉課内
相談受付時間 月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

(20) 家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上、及び介護する家族の経済的負担の軽減を図る。対象となるのは、要介護4または5の市民税非課税世帯に属する人で、過去1年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、3か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護している家族。

支給額は、年額100,000円。(ただし、要介護者1人につき1回支給する。)

(21) 後期高齢者医療事業			(令和6年4月1日現在)	
区 分	根 拠	要 件	自己負担割合	給 付
75歳以上の者	法 律	75歳以上	1割、2割 又は3割	・療養の給付等 ・訪問看護療養費 ・特別療養費 ・移送費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・その他の給付（葬祭費等）
一定の障がいがある者	法 律	65歳以上75歳未満で次のいずれかに該当し、本制度の加入を選択する者 ・身体障害者手帳1～3級（一部4級）の者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の者 ・療育手帳重度の者 ・障害年金受給者（法で定められた者）		

(22) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業

70歳以上の者等に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和55年10月1日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成している。

資格、要件は次のとおり。

ア 満70歳以上の者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項第1号の例により算定した所得の額が、1,265,000円を超えない者

令和5年度実績

受給者	受療補助券 交付枚数	受療数	受療率	助成額(円)
620	3,684	2,073	56.3	2,902,200

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料1回4,200円で協定、そのうち本人1,400円、施術者1,400円、市助成額1,400円の割合。

(23) 老人福祉施設

ア 三田洞神仏温泉

(ア) 概要

昭和43年2月、緑の木々につつまれた閑静

(エ) 利用状況

区 分	利用者別 居住地別	高 齢 者		障 が い 者		そ の 他		合 計	
		市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
休憩又は集会		50,891	3,303	7,818	629	4,022	2,172	62,731	6,104

イ 老人福祉センター

(ア) 和 楽 園

開 館 昭和46年4月
 建 設 費 41,954千円
 敷地面積 828.96㎡
 建物延面積 604.28㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 施設概要
 2階 図書室、食堂、談話ホール、和室（2室）、茶室、機械室、湯

な市北部の三田洞地内に開設され、高齢者の休養とレクリエーションの場として心おきなく温泉（単純炭酸鉄泉）にひとり休養できる施設である。

(イ) 利用料金 (令和6年4月1日現在)

区 分		休憩・集会1人につき(日帰り)
一般	市内在住者	410円
	市外在住者	520
(60歳以上)	市内在住者	200
	市外在住者	410
障がい者	市内在住者	100
	市外在住者	200
小・中学校	市内在住者	200
	市外在住者	260

※小学校就学前と小・中学校の障がい者は無料

※介護者が必要な障がい者の介護者1名は無料

※介護が必要な障がい者とは、

- ・身体障害者手帳の1・2・3級
- ・療育手帳のA・A1・A2・B1
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級

(ウ) 指定管理者

株式会社 三和サービス

沸所等
 1階 大集会室（舞台付畳敷き）、談話ホール、事務室、相談室、ボイラー室、機械室、湯沸所等
 指定管理者 （社福）岐阜市社会福祉事業団

(イ) 友 楽 園

開 館 昭和48年4月
 建 設 費 27,315千円
 敷地面積 342.80㎡

建物延面積 216.56㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (2階部分)
 施設概要 集会室、和室(2)、事務室、
 湯沸所等
 指定管理者 特定非営利活動法人 わいわい
 ハウス金華

施設概要 事務室、生活相談室、教養娯楽
 室(2)、技能習得指導室
 (3)、機能回復訓練室、図書
 室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(オ) 三楽園

開館 昭和59年4月
 建設費 38,391千円
 敷地面積 349.40㎡
 建物延面積 184.92㎡
 構造規模 鉄筋造平屋建
 施設概要 集会室、生活相談室、教養娯楽
 室、健康相談室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(ウ) 西部福祉会館

開館 昭和49年5月
 建設費 80,239千円
 (用地費 76,485千円)
 敷地面積 1,777.14㎡
 建物延面積 773.02㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (1階部分のみ)
 施設概要 集会室、和室(3)、談話室、
 相談室、事務室、湯沸室、機械
 室等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(カ) 柳津高齢者福祉センター

開館 昭和62年4月
 建設費 415,000千円
 敷地面積 2,841.95㎡
 建物延面積 816.83㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
 (1階部分のみ)
 施設概要 事務室、集会室、教養娯楽室、
 相談室、機能回復訓練室、浴室
 等
 指定管理者 (社福) 岐阜市社会福祉事業団

(エ) みやこ老人センター

開館 昭和56年10月
 敷地面積 2,284.66㎡(岐阜市社
 会福祉健康センター共同敷地)
 建物延面積 772.51㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造5階建
 (複合施設のうち4階部分)

利用状況(令和5年度)

種別	施設名	開館日数	利用人員	1日平均
老人福祉 センター	和楽園	294	7,843	26.8
	友楽園	294	5,577	18.9
	西部福祉会館	294	5,947	20.3
	みやこ老人センター	294	12,561	42.9
	三楽園	294	3,074	10.5
	柳津高齢者福祉センター	294	16,437	56.1

ウ 高齢者福祉会館(ふれあいの館「白山」)

開館 平成3年4月
 建設費 739,768千円
 敷地面積 1,899.46㎡
 建物延面積 2,159.47㎡
 構造規模 鉄筋コンクリート造1階地上3
 階建
 施設概要 高齢者交流センター、附属施設
 (会議室)、サロン、駐車場
 指定管理者 公益社団法人 岐阜市シルバー
 人材センター

利用状況(令和5年度)

区分	開館日	利用人数
高齢者交流センター	294	7,745
会議室	197	4,395

3 障がい者・児福祉

(1) 概要

本市では、昭和56年の国際障害者年を契機にノーマライゼーションの理念を具体的にするために従来の施設中心の施策を地域での暮らしを支援する方向へ転換しつつ、きめ細やかな福祉サービスの充実に努め、身体障がい者15,600人余及び知的障がい者4,300人余の生活の安定と福祉の増進を図っている。

また、「ともに生きる」という考え方を原点としたまちづくりを進めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心にして「オンラインワン わたしたちの芸術祭」を開催し、障がい者問題に対する市民の認識と理解を深めるための啓発活動の強化を図っている。

(2) 身体障害者相談事業

ア 目的

身体障がい者の自立更生の相談に応じ必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

身体障がい者64人に委嘱。

イ 相談内容

生活相談、職業相談、その他身体障害者手帳交付申請手続等の各種相談。

(3) 知的障害者相談事業

ア 目的

知的障がい者の援護の相談に応じ必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、知的障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

知的障がい者の保護者等22人に委嘱。

イ 相談内容

療育・生活相談、施設利用・就学・就職相談、その他各種相談。

(4) 障害者小規模通所援護事業

障がい者の福祉の向上を図るため、障害者総合支援法に基づく施設を常時利用することが困難な者に小規模通所施設を設け、作業、生活指導及び社会参加訓練等を実施する。

ア 利用定数

5人以上20人未満

イ 設置数

1か所

(5) 自立支援医療費（更生医療）支給

障がいの程度を軽減又は除去し、日常生活を容易

にすることを目的とし、肢体不自由、じん臓機能等の各障がい者にそれぞれ更生医療を適用するものである。

令和5年度は393人が適用を受けた。

(6) 補装具費支給（購入・修理・借受け）

身体の不損又は機能の損傷を補い、日常生活を容易にするために視覚障害者安全杖、義肢、車いす、補聴器等の購入・修理に係る費用を支給するものである。

令和5年度は832件の支給を行った。

(7) 重度身体障害者住宅改善促進助成制度

本市の住民基本台帳に登録されている身体障がい者（児）で、その手帳内容が下肢・体幹・視覚・内部障がいの1・2級（内部障がいは車いす交付者）で、これらの住家の玄関、便所、浴槽及び手摺等を障がい者（児）の日常生活を容易にする目的で改善したとき、改善費の一部を助成するもので助成する世帯の生計中心者の所得税額による助成率が下表のとおりであり、70万円を限度に助成するもので、令和5年度は4件であった。

（令和6年4月1日）

世帯の階層区分		助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		100%
生計中心者が前年所得税非課税世帯		100%
生計中心者の前年所得税課税年額	15,000円以下の世帯	80%
	15,001円以上70,000円以下の世帯	60%

(8) タクシー料金助成

下肢又は体幹機能障害の重度身体障がい者（1・2級）、乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害で1級又は2級の方、視覚障がい者（1・2級）、療育手帳の所持者でIQ20以下（AI）の方及び内部障がい者（1級）に対し、チケット使用でタクシー料金を助成し、社会活動の範囲を拡げることが目的としている。

これは、岐阜市と協定を締結したタクシー及び福祉有償運送ならば利用でき、乗車1回につき560円で年間48回を限度としている。

(9) 手話通訳事業

聴覚障がい者の意思疎通を円滑にするために、手話通訳員を設置している。

(10) 障害福祉サービス

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は知的障がい等により行動

をすることが著しく困難で常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の必要な援助を行う。

エ 行動援護

知的障がい等により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援などを行う。

オ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

カ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する者が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

キ 療養介護

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関などの施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行う。

ク 生活介護

常に介護を必要とする者に、主に日中に施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

ケ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

コ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は、生活能力向上のために必要な訓練を行う。

サ 就労移行支援

一般企業等へ就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行う。

シ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他必要な支援を行う。

ス 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般企業等に新たに雇用された者に、就労に伴う生活面の課題に対応するための相談、指導及び助言等必要な支援を行う。

セ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

ソ 共同生活援助（グループホーム）

地域の共同生活の場において、主に夜間や休日に相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行う。

(11) 障害児通所支援

ア 児童発達支援

障がいのある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

イ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、障がい児の放課後等の居場所を提供する。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合、その施設を訪問し、本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。

(12) 地域生活支援事業

ア 移動支援

屋外での移動が著しく困難な障がいのある者・児童について、外出の際の移動の支援を行う。

イ 障害者デイサービス

障がいのある者が通う施設で、創作的活動又は、生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

ウ 小規模通所サービス

障がいのある者が通う施設で、就労の機会の提供、創作的活動、生産活動、生活訓練、健康管理指導、社会参加訓練等の提供を行う。

エ 訪問入浴サービス

常時介護を必要とし自宅の浴所で入浴が困難な重度の障がいのある者・児童が入浴を希望し、医師が入浴を認めた場合に、自宅にて入浴支援を行う。

オ 日中一時支援

自宅で介護する者が病気の場合などに、一時的な日中の活動の場を提供し、見守り等を行う。

カ 重度訪問介護利用者大学修学支援

重度訪問介護の対象となる者に対し、大学等への通学及び大学等の敷地内において修学するために必要な身体介護等の支援を行う。

キ 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある者に対し、低額な料金で居室・その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する。

ク 重度障害者等就労支援

重度の障がいのある者に対し、就労の継続に必要な通勤及び職場等における支援を行う。

ケ 意思疎通支援

聴覚障がい者の社会参加活動の促進のため、手話通訳者、要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を行う。

コ 日常生活用具費等支給

重度身体障がい者に対し、ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット、人口咽頭、盲人用時計等の日常生活用具費を支給するものである。令和５年度は１０，８７５件の支給を行った。

(13) 身体障害者補助犬飼育費助成事業

就労等社会活動への参加のため盲導犬、聴導犬及び介助犬を利用する視覚障がい者等に対し、飼育のために必要な経費の一部を助成するもので、令和５年度は２件であった。

(14) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

７０歳未満の身体障がい（児）者に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和５７年１０月１日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成することとした。

資格、要件は次のとおり。

- ・身体障害者手帳が肢体不自由で、１級または２級に該当する者
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第７条

年 齢 別 一 覧 表

(令和６年４月１日現在)

年齢 性別	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男 子	4	3	3	2	4	7	6	4	0	33	46.5
女 子	3	1	3	2	2	9	3	1	3	27	48.3
合 計	7	4	6	4	6	16	9	5	3	60	47.3
比 率	11.7	6.7	10.0	6.7	10.0	26.7	15.0	8.3	5.0	－	－

イ 第三恵光（障害者支援施設）

(ア) 概 要

昭和４５年４月に知的障害者授産施設「岐阜市立第三恵光学園」として開設された。平成２４年３月末で「岐阜市立第三恵光学園」を廃し、４月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第三恵光」として開所した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等における施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

第１項第１号の例により算定した所得の額が
１，２６５，０００円を超えない者

令和５年度実績

受給者	受療補助券 交付枚数	受療件数	受療率	助成額(円)
14	83	32	38.6	44,800

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料１回４，２００円で協定、そのうち本人１，４００円、施術者、１，４００円、市助成１，４００円の割合。

(15) 障がい者施設

ア 第二恵光（障害者支援施設）

(ア) 概 要

昭和３８年４月に児童入所施設「岐阜市立第二恵光学園」として開設された。その後、昭和５７年１１月に知的障害者更生施設へと移行した。そして、平成２４年４月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第二恵光」へと移行した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等における施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

なお、令和４年４月１日から、指定管理制度に移行。

指定管理者 社会福祉法人 和光会

(イ) 利用状況

施設入所支援	定員５０人	現員４９人
生活介護	定員６０人	現員６０人
短期入所	定員 ２人	

(ウ) 年齢別一覧表

なお、令和４年４月１日から、指定管理制度に移行。

指定管理者 社会福祉法人 和光会

(イ) 利用状況

施設入所支援	定員４０人	現員３６人
生活介護	定員４０人	現員２９人
短期入所	定員 ４人	

(ウ) 年齢別一覧表

年 齢 別 一 覧 表											(令和6年4月1日現在)
年齢 性別	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男 子	1	0	0	2	5	2	6	4	0	20	51.4
女 子	1	0	0	1	0	5	3	4	2	16	55.1
合 計	2	0	0	3	5	7	9	8	2	36	53.0
比 率	5.6	0	0	8.3	13.9	19.4	25.0	22.2	5.5	－	－

ウ ワークス恵光（就労継続支援B型）

(ア) 概 要

平成24年4月1日に障害者自立支援法による就労継続支援B型事業所として開設。就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を提供することを目的とする。

なお、令和4年4月1日から、指定管理制度に移行。

指定管理者 社会福祉法人 和光会

(イ) 利用状況

定員 30人 現員28人

(ウ) 年齢別一覧表

年 齢 別 一 覧 表											(令和6年4月1日現在)
年齢 性別	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男 子	6	0	0	0	4	1	1	1	2	15	42.7
女 子	0	0	1	0	4	2	2	3	1	13	54.3
合 計	6	0	1	0	8	3	3	4	3	28	48.5
比 率	21.4	0	3.6	0	28.6	10.7	10.7	14.3	10.7	－	－

エ ケアホーム恵光（共同生活援助）

(ア) 概 要

平成24年4月1日に障害者自立支援法による共同生活介護事業所として開設。共同生活を営むべき住居において入浴、排泄または食事の介護、その他の便宜を提供することを目的とする。

なお、令和4年4月1日から指定管理制度移行。

指定管理者 社会福祉法人 和光会

(イ) 利用状況

定員 24人 現員21人

(ウ) 年齢別一覧表

年 齢 別 一 覧 表											(令和6年4月1日現在)
年齢 性別	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計	平均年齢
男 子	1	0	1	0	1	0	1	3	2	9	54.3
女 子	1	0	0	0	3	1	2	3	2	12	54.6
合 計	2	0	1	0	4	1	3	6	4	21	54.5
比 率	9.5	0	4.8	0	19.0	4.8	14.3	28.6	19.0	－	－

オ 岐阜市盲人ホーム白杖園

あんま師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な者に対し、当施設を利用させ必要な技術指導を行い自立更生を図る。

指定管理者 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会
カ 三田洞神仏温泉3階（旧身体障害者保養所「清泉荘」）

昭和47年10月に開設し、平成21年度に改装を行い、平成22年4月に三田洞神仏温泉3階に身体障がい者の保健、休養の場として、リニューアルオープンした。身体障害者手帳の交付を受けている1～3級までの者、療育手帳の交付を受

けているA～B1までの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれぞれの介助者が利用できる。

指定管理者 株式会社 三和サービス

(16) 障がい児施設

ア 恵光学園（児童発達支援センター）

昭和34年4月児童福祉法による知的障害児通園施設として開設され、昭和50年4月発達のおくれ、つまずきのある幼児の生活指導部を開設し、心身の発達促進と障がいの軽減、保護者への療育指導援助を始める。その後、昭和55年より幼児の通園施設として学校、保育所、幼稚園へ行く前

段階の親子療育施設を担っている。						
昭和５９年４月、長良東３丁目９番地へ移転。						
平成２４年４月、児童福祉法改正により福祉型児童発達支援センターに移行。令和６年４月、同法改正により児童発達支援センターに改称し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っている。						
通 園 状 況						
(令和６年４月１日現在)						
区分	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
男	１	１１	７	４	８	３１
女	０	４	７	２	３	１６
合計	１	１５	１４	６	１１	４７

※定員５４人、通園バス２台

イ みやこ園（児童発達支援センター）						
昭和５６年１０月岐阜市福祉健康センター３階に児童福祉法に基づく難聴幼児の母子通園施設が開設された。これは全国的に数少ない施設の一つであり、医療機関や隣接する保健所との連携を密にして早期発見、早期療育をすることにより聞こえやことばの発達を促すとともに親支援にも力を入れている。						

通 園 状 況							
(令和６年４月１日現在)							
区分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
男	２	１	１	３	２	４	１３
女	０	３	１	２	２	１	９
合計	２	４	２	５	４	５	２２

※定員２０人

（２）生活保護法による最低生活保障基準

(令和６年４月１日現在)					
区 分	標準３人世帯	夫婦子４人世帯	老人２人世帯	母子３人世帯	老人１人世帯
	男３３歳 女２９歳 子 ４歳	男３８歳 女３４歳 子 ９歳(小３) 子 ４歳	男７２歳 女６７歳	女３０歳 子 ９歳(小３) 子 ４歳	女７０歳
生活扶助					
基 準	151,760 円	174,940 円	121,810 円	151,430 円	76,620 円
母 子 加 算				21,800	
児童養育加算	10,190	20,380		20,380	
教育扶助（基準）		3,680		3,680	
給 食 費		4,910		4,910	
学 習 支 援 費		1,333		1,333	
住宅扶助	41,600 以内	41,600 以内	38,000 以内	41,600 以内	32,000 以内
合 計	203,550	246,843	159,810	245,133	108,620

対 前 年 度	106.0%	107.2%	104.5%	105.5%	105.0%
---------	--------	--------	--------	--------	--------

※生活扶助基準には１１月から３月までの冬季加算（５か月分）を加え、１２か月の均等割で算定してある。

施設概要	
面積	岐阜市福祉健康センター３，３９９．８７㎡のうち３階６０６．６１㎡
設備	事務室、遊戯室、観察室、診察室、聴力検査室、心理・言語検査室、訓練室（４）、デモンストレーションルーム、沐浴室
指定管理者	（社福）岐阜市社会福祉事業団

４ 生 活 保 護

（１）概 要

本市の保護率は、令和６年４月現在１４．１５％であり、全国平均（１６．３％、令和６年３月）を下回る率を示している。この原因については、大きな不況の影響を受けることなく、本市が地理的に中部圏の中核都市として、有効求人倍率が他都市に比べて高いことが低保護率の一因をなしていると思われる。

昭和５８年度に８．８１％であった保護率は、以後減少傾向に推移し、平成９年９月の段階では４．８７％まで低下したものの、平成２０年９月のリーマンショックの影響もあり、平成２８年度までは増加傾向で推移した。

保護要因は、傷病、障がい、高齢による生活困難が全体の８８．７％あり、また医療扶助費が保護費の５３．２％を占めている

(3) 保護実施状況							(月平均)
年度 \ 区分	世 帯	人 員	保護率 (%)	高齢世帯	母子世帯	障がい・ 傷病世帯	その他
令和 3	5,017	5,944	14.68	3,259	131	1,217	410
令和 4	4,900	5,770	14.33	3,188	126	1,189	397
令和 5	4,846	5,671	14.14	3,154	125	1,163	404

(4) 生活保護費支給状況									(単位：千円)
区分 年度	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計
令和3	3,278,147	1,632,427	22,118	411,231	5,650,266	0	10,336	40,735	11,045,260
令和4	3,194,927	1,608,657	18,103	401,185	5,641,256	0	11,441	48,475	10,924,044
令和5	3,153,207	1,594,897	17,329	421,460	5,954,567	6	9,987	48,124	11,199,577

※転出入、職権保護含む

(5) 保護の開始・廃止件数 (令和5年度)				完成年月日	昭和56年8月31日	
区 分		年間総数	1カ月平均	建 設 費	640,213千円	
開 始	申 請 件 数		517	43	敷 地 面 積	2,315.33㎡
	却下・取り下げ件数		13	1	建物延床面積	3,399.87㎡
	決 定	世帯数	504	42	構 造 規 模	鉄筋コンクリート造5階建
		人 員	611	51		
廃 止	世 帯 数		536	45		
	人 員		582	49		

(3) 民生委員、児童委員 (令和6年4月1日現在)	
定数	893人
※主任児童委員	1人

※転出入、職権保護含む

5 その他の福祉

(1) 福祉医療費助成事業

ア 重度心身障害者等医療費助成事業

次のいずれかに該当する者に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。※所得制限あり

- ア 身体障害者手帳1～3級の者
- イ 療育手帳A、A1、A2またはB1の者
- ウ 戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級の者
- エ 65歳以上で6か月以上ねたきりの状態で常時介護を要する者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者

令和5年度実績

対象者数	助成件数	医療費総額(円)	助成額(円)
15,112	535,702	27,054,917,513	2,262,670,717

(2) 福祉健康センター

社会的弱者の自立更生を図るため、全国でも数少ない複合福祉施設として、さらには保健衛生面でも隣接して建てられた、保健所との連携により相乗効果の期待できる施設として本市の福祉活動の拠点となる福祉健康センターを建設した。

完成年月日 昭和56年8月31日
建設費 640,213千円
敷地面積 2,315.33㎡
建物延床面積 3,399.87㎡
構造規模 鉄筋コンクリート造5階建

(3) 民生委員、児童委員（令和6年4月1日現在）

定数 893人
※主任児童委員100人を含む
民生委員協議会数 50
平均年齢 66.4歳
担当世帯数 約230世帯
※主任児童委員を除く、民生委員・児童委員1人当たり

(4) 重層的支援体制整備事業

社会福祉法の一部改正により「重層的支援体制整備事業」が創設（令和3年4月施行）されたことに伴い、本市では令和3年度に「岐阜市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和4年度から事業を実施している。

地域住民が抱える複雑・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援体制を構築するとともに「福祉まるごと支援員」を中心に多機関協働を推進する。

また、困りごとを抱えながらも必要な支援が届いていない方や世帯に、電話や訪問などによるアウトリーチ等を通じた継続支援の実施、本人やその世帯の支援ニーズと社会資源との間の調整を行うことで、社会とのつながりを段階的に回復する参加支援、地域における活動の活性化や住民同士の緩やかな見守り等のセーフティネットの取り組みなど、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する地域づくりを一体的に実施する。

（５）ひきこもり支援事業

ひきこもりの状態にある方に関する相談や支援は、令和４年度まで、保健所地域保健課で実施していたが、より相談しやすい環境の整備と支援の充実を図るため、令和５年度に福祉部福祉政策課内にひきこもり相談室を設置した。ひきこもり相談室では、専門の相談員２名が、いきなり就労に向けた支援ではなく、まずは相談に乗ってほしい、居場所が欲しいというスモールステップでの支援が必要な方に寄り添った伴走型支援を行っている。

また、ひきこもりの状態にある方やその家族の心情を理解し、様々な背景や事情に応じた多様な支援策を協議するため、関係機関が定期的に情報交換を行い、連携を深める場として、岐阜市ひきこもり支援連携会議を設置している。

6（社福）岐阜市社会福祉事業団

（１）概 要

岐阜市が設置した社会福祉施設の受託経営を目的に、昭和５６年１０月に設立され、身体障がい者、知的障がい者、幼児、高齢者を対象に幅広く福祉事業を実施している。

また、平成１２年度からは老人デイサービスセンターを、平成１６年度からは就労継続支援Ｂ型事業所（旧知的障害者通所授産所）及び地域活動支援センターを経営している。

平成１８年度から児童センター、老人福祉センター等を指定管理者制度に基づき、管理運営している。

平成２１年度から岐阜市から養護老人ホーム寿松苑の移管を受け、経営している。

平成２６年度から多機能型事業所（就労移行支援・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

平成２９年度１２月から多機能型事業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

平成３０年１２月から多機能型事業所（就労移行支援・就労定着支援、就労継続支援Ｂ型）を経営している。

令和２年１２月から多機能型事業所（生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

令和５年４月からアート活動に特化した生活介護事業所を経営している。

（２）事業内容

ア 指定管理者制度による管理運営施設

（ア）老人福祉センター

みやこ老人センター、和楽園、西部福祉会館、三楽園、柳津高齢者福祉センター

（イ）岐阜市児童発達支援センター

みやこ園

（ウ）児童厚生施設

黒野児童館、東児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長森児童センター、サンフレンドみわ・児童センター、サンフレンドうずら・児童センター、柳津児童館

イ 主な設置経営施設

（ア）老人デイサービスセンター（平１２．４．１から直営）

市橋デイサービスセンター

（イ）地域活動支援センター（平１６．４．１から直営）

みやこ障害者センター、サンフレンドみわ・障害者センター、サンフレンドうずら・障害者センター

（ウ）就労継続支援Ｂ型事業所

ワークサポートひの

（エ）養護老人ホーム（平２１．４．１から直営）

寿松苑

（オ）多機能型事業所

- ・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援Ｂ型 ワークサポートあすなろ
- ・生活介護・就労継続支援Ｂ型 ワークサポートみやこ
- ・ワークサポートやないづ
- ・生活介護・自立支援（生活訓練）・就労継続支援Ｂ型 ワークサポートあおやぎ

（カ）生活介護事業所

アートフィールド

（キ）共同生活援助事業

- ・障がい者共同生活支援センター（７ヶ所）
- ・第２障がい者共同生活支援センター（３か所）

福祉施設一覧

(1) 高齢者福祉施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
寿松苑	椿洞 1089-1	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和 25. 11. 1	90
岐阜老人ホーム	北一色 7 丁目 20-1	〃	〃	〃 23. 3. 18	110
寿楽苑	中 2 丁目 470	岐 阜 県	〃	〃 43. 4. 1	70
第三岐阜老人ホーム	日野東 5-1-1	社会福祉法人	〃	〃 53. 9. 7	100
喜久寿苑	河渡 2 丁目 45	〃	〃	〃 54. 4. 1	100
瑞光苑	奥 1 丁目 100	〃	〃	〃 60. 6. 1	80
光の園	三輪 776 - 2	〃	〃	〃 60. 7. 1	110
さくら苑	奥 2 丁目 28-1	〃	〃	平成 4. 4. 1	80
大洞岐協苑	大洞 3 丁目 3-1	〃	〃	〃 5. 4. 1	100
サンライフ彦坂	彦坂川北 230	〃	〃	〃 8. 4. 1	100
黒野あそか苑	黒野 404-1	〃	〃	〃 9. 4. 1	80
養生訓園	雄総柳町 2 丁目 60	〃	〃	〃 13. 4. 1	100
ナーシングケア寺田	寺田 7 丁目 85	〃	〃	〃 14. 4. 1	100
コート・スマイル	芥見野畑 1 丁目 25	〃	〃	〃 14. 4. 1	100
燦燦（さんさん）	鏡島南 1 丁目 2-30	〃	〃	〃 17. 4. 1	100
みたほら苑	三田洞東 4 丁目 9-1	〃	〃	〃 17. 4. 1	80
やすらぎの里川部苑	川部 3 丁目 43	〃	〃	〃 18. 4. 1	60
あんきの家細畑	細畑 3 丁目 16-8	〃	〃	〃 18. 4. 1	89
ナーシングケア加納	加納愛宕町 18-2	〃	〃	〃 24. 4. 1	80
シルバータウン岩井	岩井 4-10-1	〃	〃	〃 23. 9. 1	29
やすらぎの里川部苑新館	川部 3-19-1	〃	〃	〃 24. 3. 20	29
るびなすピラ	須賀 2-5-1	〃	〃	〃 25. 3. 15	80
ハートステージ鳳	長旗町 2 丁目 18	〃	〃	〃 26. 6. 1	100
あんずの里	則松 2 丁目 10	〃	〃	〃 27. 9. 16	29
ケアコート徹明通り	徹明通 6-14	〃	〃	〃 29. 12. 28	29
ばーむ	鏡島南 1 丁目 2-30	〃	〃	〃 31. 1. 21	29
ジョイフル岐阜駅	高砂町 1 丁目 17	〃	〃	令和元. 5. 7	100
長森いきいき倶楽部ラシック	北一色 10 丁目 38-1	〃	〃	〃 3. 3. 31	29
第 2 大洞岐協苑	大洞紅葉が丘 6 丁目 22-47	〃	〃	〃 3. 4. 1	29
岩戸サンホーム	長森岩戸 831	〃	〃	昭和 49. 4. 1	50
シャローム・みわ	三輪 774-2	〃	〃	平成 7. 12. 1	30
サンライフ彦坂	彦坂川北 230	〃	〃	〃 8. 6. 28	15
黒野あそか苑	黒野 404-1	〃	〃	〃 9. 4. 1	15
ロイヤルコート寺田	寺田 7 丁目 95	〃	〃	〃 11. 4. 1	50
さくら苑	奥 2 丁目 28-1	〃	〃	〃 11. 4. 1	30
やすらぎの里川部苑	川部 3 丁目 20	〃	〃	〃 13. 6. 1	80
エトワールずいこう	奥 1 丁目 95	〃	〃	〃 14. 4. 1	50
生活支援ハウスいきいき	北一色 10 丁目 38-1	〃	〃	〃 14. 4. 1	9
ラ・ポーレぎふ	鏡島南 1 丁目 2-33	〃	〃	〃 15. 4. 1	30
ささゆり	北山 1 丁目 15-25	〃	〃	〃 15. 4. 1	30
ウェルビュー明郷	真砂町 1 丁目 20-2	〃	〃	〃 15. 4. 1	20
大洞岐協苑	大洞 3 丁目 3-1	〃	〃	〃 15. 4. 1	20
和楽園	金竜町 5 丁目 10-3	岐 阜 市	〃	昭和 46. 4. 1	—
友楽園	京町 1 丁目 64	〃	NPO 法人	〃 53. 3. 1	—
西部福祉会館	西荘 2 丁目 11-23	〃	社会福祉法人	〃 49. 5. 11	—
みやこ老人センター	都通 2 丁目 23	〃	〃	〃 56. 10. 1	—
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野 1 丁目 34	〃	〃	〃 62. 3. 6	—
交楽園	下鶴飼 1 丁目 105	〃	団 体	〃 58. 4. 16	—
三楽園	北野東 827	〃	社会福祉法人	〃 59. 5. 12	—
長寿園	八代 1 丁目 11-13	〃	団 体	〃 59. 5. 12	—
陽楽園	加納城南通 1-20	〃	〃	〃 60. 4. 27	—
三田洞神仏温泉	三田洞 222	〃	株式会社	〃 43. 2. 15	—
ふれあいの館「白山」	鶴田町 3 丁目 7-4	〃	公益社団法人	平成 3. 4. 1	—

※その他老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設は除く

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護施設、障害者支援施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良 1300-7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	平成 18. 10. 1	180
岐阜市立第二恵光	西島町 4-24	岐 阜 市	社会福祉法人	〃 24. 4. 1	生活介護 60 施設入所支援 50
岐阜市立第三恵光	西島町 4-24	〃	〃	〃 24. 4. 1	生活介護 40 施設入所支援 40
日野恵光	日野東 4 丁目 10 番 9 号	社会福祉法人	〃	〃 29. 4. 1	30
岐阜県立みどり荘	中西郷 1-55	岐 阜 県	〃	〃 21. 4. 1	50
はなみずき苑	大洞 3 丁目 4-5	社会福祉法人	〃	〃 23. 10. 1	60

(3) 地域生活支援事業施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
みやこ障害者センター	都通 2 丁目 23	岐 阜 市	社会福祉法人	平成 19. 4. 1	30
サンフレンドみわ障害者センター	門屋宇野崎 95	〃	〃	〃 19. 4. 1	25
サンフレンドうずら障害者センター	中鶉 7 丁目 58	〃	〃	〃 19. 4. 1	25

(4) 視聴覚障害者情報提供施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
視覚障害者生活情報センターぎふ	梅河町 1 丁目 4	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和 34. 5. 1	—
岐阜県聴覚障害者情報センター	藪田南 5-14-53 県民ふれあい会館 1 棟	岐 阜 県	一般社団法人	平成 19. 10. 31	—

(5) 障がい児施設

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
恵光学園	長良東 3 丁目 93 番地	岐阜市	岐阜市	平成 24. 4. 1	54
みやこ園	都通 2 丁目 23 番地	〃	社会福祉法人	〃 24. 4. 1	20
ポッポの家	長良東 2 丁目 140 番地	一部事務組合	一部事務組合	〃 24. 4. 1	24
岐阜県立希望が丘こども医療センター	則武 1816-1	岐 阜 県	岐 阜 県	〃 24. 4. 1	20
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武 1816-1	〃	〃	〃 24. 4. 1	50
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良 1300 番地 7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	〃 24. 4. 1	180

(6) その他

名 称	所 在 地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定 員
三田洞神仏温泉 3 階 (旧身体障害者保養所「清泉荘」)	三田洞 222	岐 阜 市	株 式 会 社	昭和 47. 10. 2	—
岐阜県福祉友愛プール	鷺山向井 2563-18	岐 阜 県	一般社団法人	平成 28. 12. 1	—
岐阜県福祉友愛アリーナ	則武 1816-1	〃	〃	令和元. 6. 1	—
岐阜市盲人ホーム白杖園	京町 1-64	岐 阜 市	〃	昭和 39. 4. 1	—
岐阜県障がい者総合相談センター	鷺山向井 2563-18	岐 阜 県	岐 阜 県	平成 27. 4. 1	—